主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、別紙特別抗告の申立書記載のとおりである。

所論は、憲法三七条一項違反をいうが、実質は事実誤認の主張に帰するものであって、刑訴四三三条の抗告適法の理由に当らない。

よつて、同四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三九年五月一二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	柏	原	語	六
裁判官	石	坂	修	_
裁判官	構	Ħ	īF	俊